# 離婚と子どもの問題 --親子断絶防止法案をめぐってー

# 泉 正幸1

#### 要旨

夫婦離婚に伴い、子どもはどちらかの親が親権者になることが、法的に定められている。離婚後は夫婦関係は切れても、子どもに対して親としての責任は存続する。子どもを引き取った親が監護者になり一人親家庭として苦労しながら養育している。離婚後の子どもの養育に関しては、面会交流、養育費の負担など子どもが育つ環境として、両方の親の責任の下に、子どもは育てられる権利が保障されている。しかしながら双方の親に任されており、子どものことに関して野放しに近い状態になっているのが現状である。そのことからくる、子どもの貧困や子どもの問題がいろいろな面で生じていることも看過できない。離婚後の親子関係の断絶を防止するための法律案「父母の離婚等における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案」(通称「親子断絶防止法案」)が、今日超党派の議員連盟で検討されている。この法案の成立に向けて多方面からの議論も呼んでいる。両親の離婚とそ後の子どもの問題についてこの法律案を題材にして、望ましい離婚後の親子の関係や面会交流について考えてみたい。

#### キーワード

夫婦離婚,親子関係,面会交流,養育費,親子断絶防止法案

# 1. はじめに

離婚したあと、両親が子どもにどのようにかかわるかは、子どもの成長に大きく影響を与える。アメリカでは1960年代から70年代にかけて離婚件数が急激に増えた。その頃から心理学において膨大な数の離婚研究が行われた。その結果離婚後の生活によく適応し、心理状態が良好な子どもは、定期的な面会交流と必要十分な養育費がほぼ要因になっているということが実証されている。離婚そのものより、父母の衝突にさらされることが危険要因であることも分かってきた。養育費が十分でない場合は生活の貧困にさらされ、さまざまな困難が生じることは理解されやすい。

面会交流が子どもの成長にとって大切なことであることは分かっているが、面会交流を させたくない、してほしくないという親もいる。面会交流を避けたい親にとってはせっか

<sup>1</sup> 短期大学部 非常勤講師

鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要 人文科学・社会科学編 第1号 2018

く離婚し、別居しているのになぜ面会をさせなければならないかという。一方離れて暮らしている親は、子どもに会いたいが合わせて貰えない不満があって今日に至っており、法律の必要性の要請の高まリとなってきていることも事実である。この両方の考え方について取り上げながら離婚後の子どもにとっての問題を考えていきたい。

# 2. 離婚家庭における親と子どもとの面会交流

大正大学の青木聡(心理学)の離婚後の子どもの精神発達に関する研究によると、離婚後における親と子の面会交流について定期的に実施しなかった場合どうなるか。3つの結果が出ている。

### (1) 自己肯定感の低下

自己肯定感というのは、自分に対して肯定的で好ましいと思えるような自信ある 態度や意識のことで、その感覚が低いと引っ込み事案になって、人生に前向きに取 り組めなくなる。

#### (2) 基本的信頼感の低下

基本的信頼感というのは、人を信頼する力のことだがこの感覚が低いと、人間関係を築くのが苦手となる。

(3) 上記2つのことから社会不適応の問題が生じる

学業成績の不振や友人関係の問題にはじまって、不登校、無気力、引きこもり、 学校中退、職場不適応、転職の繰り返し、無職、抑うつ症状、ドラック、アルコー ル依存症などが生じてくる。また世代間連鎖として親と同じように離婚してしまう 傾向が高くなるなどが指摘されている。

別居している親と定期的に面会交流をしているか、面会交流をしていないか、については、上記のほかいろいろな研究結果から自己肯定感や親和不全の問題が挙げられている。親和不全とは人とのやり取りする場合自分の方から壁を作ってしまって、緊張してうちとけられなかったり、深く付き合うことをおそれたりする傾向のことで、別居していても定期的に面会交流をしている子は、両親のそろっている子と比較しても、自己肯定感や親和不全に差がないという研究結果が出ており、基本的には子どもの成長にとって別居している親と定期的に面会交流することは大変重要なことだと言われている。

特にアメリカにおいては、どちらの親が子どもと同居するかを決める場合、元夫婦の葛藤とは切り離して、別居している親との面会交流に協力できるか、子どもに別居している親のことを肯定的に伝えることができるか、などが決める判断材料になっているといわれている。

# 3. 親子関係断絶防止法案(父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持

# 等の促進に関する法律案)について

その骨子案が平成28年8月25日、議員連盟総会に出されたので以下に見ていきたい。

父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律 案 骨子案 (未定稿)

# 一 目的(第1条)

この法律は、離婚等の後も子が父母と親子としての継続的な関係を持ち、その愛情を受けることが、子の健全な成長及び人格の形成のために重要であることに鑑み、離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等に関し、基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定めることにより、離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進を図り、もって子の利益に資することを目的とする。

# 二 基本理念(第2条)

離婚等の後も子が父母と継続的な関係を持つことについては、児童の権利条約を踏まえ、 それが原則として子の最善の利益に資するものであるとともに、父母がその実現について の責任を有するという基本的認識の下に、その実現が図らなければならない。

# 三 国等の責務(第3条)

- 1国は、基本理念にのっとり、子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する施策 を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関しその地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

# 四 関係者相互の連携協力(第4条)

国、地方公共団体、民間団体等は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

#### 五 法制上の措置等(第5条)

政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上または財政上の措置等を講ずるものとする

# 六 離婚時の取り決め(第6条)

1子を有する父母は、離婚をするときは、基本理念にのっとり、子の利益を最も優先して考慮し、面会交流及び養育費の分担に関する書面による取り決めを行うよう努めなければならない。

- 2国は、父母が早期かつ円滑に1の取り決めを行うことができるよう必要な支援を行う とともに、離婚しようとする父母に対し、次の事項に関する情報提供を行う。
  - (1)離婚後も子が父母と継続的な関係を持つことの重要性
  - (2) 離婚した父母が子のために果たすべき役割
- 3地方公共団体は、2の支援・情報提供を行うよう努めなければならない。

# 七 面会交流の定期的実施等(第7条)

- 1子を監護する父又は母は、基本理念にのっとり、子を監護していない父又は母と子と の面会交流が子の最善の利益を考慮して定期的に行われ、親子としての緊密な関係が 維持されることとなるようにするものとする。
- 2子を監護する父又は母は、子を監護していない父又は母と子との面会交流が行われていないときは、基本理念にのっとり、面会交流ができる限り早期に実現されるよう努めなければならない。
- 3国は、1及び2の面会交流の実施に関し、相談助言等の援助を行う。
- 4地方公共団体は、3の相談助言等の援助を行うよう努めなければならない。

# 八 子の連れ去りの防止等の啓発等(第8条)

- 1国は、父母が婚姻中に子の監護をすべき者等の取り決めを行うことなく別居すること によって、子と父母の一方との継続的な関係の維持ができなくなる事態が生じないよ う、又は当該事態が早期に解消されるよう、必要な啓発活動・相談助言等の援助を行 う。
- 2地方公共団体は、1の啓発活動・相談助言等の援助を行うよう努めなければならない。

# 九 特別の配慮(第9条)

六から八までの適用に当たっては、児童虐待、配偶者に対する暴力等の事情がある場合には、子の最善の利益に反することとならないよう特別の配慮がなされなければならない。

# 十 人材の育成(第10条)

国及び地方公共団体は、子と父母との継続的な関係の維持等の促進に寄与する人材の確保及び資質の向上のため、必要な研修等の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 十一 調査研究の推進(第11条)

国及び地方公在らない共団体は、面会交流の実施状況等に関する調査研究を推進すると ともに、その結果を踏まえて施策の在り方について検討するよう努めなければならない。

### 十二 国の地方公共団体に対する援助(第12条)

国は、地方公共団体が行う施策に関し、必要な助言、指導等の援助をすることができる。

### 十三 施行期日(附則第1条)

この法律は、交付の日から施行する。ただし、六から九まで及び十四の2は、交付の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 十四 検討(附則2条)

- 1 政府は、次の事項について、速やかに検討を加え、必要があると認めるときは、その 結果に基づいて所要の措置を講ずる。
  - (1)離婚後の共同親権制度の導入
  - (2) 離婚等に伴う子の居所の指定の在り方
  - (3) 子と祖父母等との面会交流の在り方
- 2 政府は、施行後 2 年を目途として、充実した面会交流を実現するための制度及び体制 の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要 の措置を講ずる。

#### 4. 本法案に対する課題

首都大学の木村草太(憲法学)はこの法案について「親子断絶防止法案の課題」の中で警告を発している<sup>3)</sup>。それを以下に記述する。

離婚後の子どもの生育上、両親が離婚したとは言え両親が関わることは重要であるが、 児童虐待や DV の懸念がある。子どもと親が面接している最中に暴力や虐待が行われるこ とがしばしばある。

実際平成29年1月には、長崎県で子どもを元夫宅に連れて行った元妻が夫に殺害されるという事件が起きている。同年4月には、兵庫県で面会交流中に父一子で心中してしまった事件もある。父がうつ状態で会社を休職しており、一人暮らしの父の精神状態を誰も知らなかった。こうした事件の背景には、子どもに会わせると危険な親がいるということであり、適切な面会交流のできる施設も少ない。無理やり面会交流を勧めると悲劇的事件が起きる。この様な虐待やDVを防ぐような配慮がいる。

また子どもを監護している親への心理的圧迫の問題がある。離れて暮らす親が子に会いたいという気持ちは理解できるし、重要なものと思うが、子どもの意志や利益に反して親子の面会を強要する権利はないはずだ。子どもにとって最善の利益をという観点から検討されるべきだろう。また現状においても面会交流はなされているわけで、両者の合意のもとに、また子どもたちも望んでの面会交流はされている。しかし多くは親同士の感情的な

こじれで離婚することがほとんどで、別れた相手に子どもを合わせたくないという親の気持が優先されてしまっている。法律が制定されると努力義務としての面会交流が監護している親に心理的圧迫として掛かってくる。現に監護している親子の関係を大事にした判断が大切なのであって、法で拘束させることではない。面会交流も大事だが、そのことよりも親が養育費を払ってくれない現状があり、貧しい生活を余儀なくされているという問題があり、深刻な状況になっている。子どもの成長にとって考えなくてはならない問題が山積されている。今何を優先させるべきかを考えると法律案には課題があることを指摘している。

#### 5. 現在の対応について

離婚後の面会交流について、また養育費について協議離婚の場合、当事者間でよく話し合って取り決めることになっているが、話し合いが出来ずに離婚、別居の生活が先行されていることが多い。離婚後、家庭裁判所において「面会交流」や「養育費」について調停申し立てをして取り決めている場合も多い。

しかし家庭裁判所での調停のほか、以下のようなところも民間団体として、面会交流や養育費について支援団体が活動してきている。社会的にまだ認知度が低いのと、各地にあるわけではないので、利用するには不便なところもあるが、活動の内容について紹介したい。

#### (1)家庭問題情報センター (FPIC)の取り組み

公益社団法人 家庭問題情報センターFPIC(呼称「エフピック」 Family Problems Information Center)は家族の紛争の調整や非行少年の調査・指導に携わった元家庭裁判所調査官などが、その経験と人間関係の専門的知識・技法を広く社会に還元し、健全な家庭生活の実現と子どもの福祉に貢献することを目的としている。東京に本部を置き、名古屋、大阪、福岡、横浜、千葉などに支部がありそれぞれ「ファミリー相談室」として活動している。その主な活動として面会交流援助がある。離れて暮らす親と子が会って親子としての時間を過ごすことを援助してくれる。面会交流が円滑に実施できるよう連絡調整、実施場所、面会交流の立ち会いなどの援助をしている。また離婚前に当事者間での話し合いが難しい時など夫婦問題の解決のため、相談室を使っての冷静で建設的な話し合いの調整に、夫婦同席で専門スタッフが入って話し合いに応じてくれる。ただし有料である。

筆者は「名古屋ファミリーセンター」を平成29年8月見学してきた。名古屋市千種区の千種駅から5分ほどのところにある。6階建てのマンション2室(2LDK)を借り切り、その部屋で活動をしている。子どもと遊べるよう玩具も準備されている。面会交流や協議離婚の相談に応じている。スタッフは主に、家庭裁判所の元調査官や元調停員などで弁護士もスタッフに入っている。常時は電話(052-753-4340)で、金曜日13:30~16:30の間に連絡を取り合い、土日に面会交流を実施している。

# (2)養育費相談支援センターの取り組み

厚生労働省の委託事業になっている。事務局は公益社団法人 家庭問題情報センターと同じところにあり、離婚後の子どもの養育費の問題について、養育費の算定、養育費の取り決め、不払い、養育費の減額請求、再婚と養育費などの相談に応じてくれる。しかも電話やメールで相談することができるようになっている。また東京にしかないので各地方団体の母子家庭就業・自立支援センターなどの養育費に関する支援を担当する相談員と連携している。

#### 6. 今後の方向

離婚後において親が子どもの成長のためにどうかかわるか。2001年(平成23年法律第61号)に民法766条が改正され、平成24年4月1日から施行されている。改正後の民法第766条では、

- ①父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会およびその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。
- ②前項の協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が同項の事項を定める。
- ③家庭裁判所は必要があると認めるときは、前二項の規定による定めを変更し、その他 子の監護について相当な処分を命じることができる。
  - ④ (省略)

とある。

このことから改正の具体的内容として

面会交流及び養育費の分担の明文化があげられ、離婚届の書類には一応の確認の個所が出来た。子の利益の観点から、離婚後も離れて暮らす親と子との間で適切な面会交流が行われることや相当額の養育費が継続して支払われることが重要であり、そのためには、離婚をするときに、これらについて予め取り決めをしておくことが重要となる。改正法では面会交流及び養育費の分担など、子の監護について必要な事項として、協議離婚をする際には、当事者間で取り決めをすることが重要になった。

また、子の監護について必要な事項を定めるにあたって「子の利益を最も優先して考慮 しなければならない」との理念を強く明記している。

#### 7. まとめ

離婚後の「子どもの問題」と「親子の関係」はかつてより議論の対象になり、また研究

もされてきている。筆者はかつて児童相談所に勤務した者として、離婚後の子どもの養育や親との関係で、家庭が崩壊し養育困難となり子どもが犠牲になっていく養護欠損事例にあたってきた。そして現在家庭裁判所で家事調停員をしながら、夫婦関係の崩れ、夫婦離婚の問題、破綻した夫婦がお互いに独立して、自分の人生を歩みだすこと、そのときの子との関わりなど調停という場で考えさせら悩んできた。夫婦離婚に際して夫婦双方の意見を聞き、子どもの養育問題には、特に面会交流や養育費などについて、時間を費やして何回かの調停を重ね調停成立に向けてきた。しかし、夫婦の任意の下に協議離婚する場合には、どれほどの時間をかけて子どもの将来のことについて話し合われているのかは不安を持っている。このたび親子断絶防止法案が議論され、多方面からの意見を取り入れながら修正作業がされている。親の離婚については、夫婦にとっても子どもにとっても人生の大きな危機である。児童虐待やドメステックバイオレンスなどは、身の安全の確保を最優先させて、慎重な対応を考えなければならないものの、夫婦離婚に際し子どもの安心できる生活環境をつくることが必要になっている。

夫婦離婚問題にかかわる行政サービス相談機関として、明石市は全国に先駆けてこの問題に取り組もうとしている。平成28年9月から、面会交流のための仲介を行う「面会交流コーディネート」を自治体として初めて試験導入した。離婚した子どもの面会交流を支援するために「子どもと親の交流ノート」(養育手帳)を配布したり、面会交流の場所として市立天文科学館を利用する場合、入場料を無料にするなど、面会交流する場所の提供などを支援している。また離婚前講座、離婚後の子育てガイダンス等、離婚の際に取り決めるべき内容を伝え、その後の支援体制をつくろうとしている。離婚によって生じる子どもたちの問題に応じていく相談サービス機関が必要になってきていると言える。それは、ひとり親になった時の子どもの子育ての情報、子どものメンタル面での支援、福祉的支援や手当、面会交流、養育費など子どもの生きていく権利の面からの保障ともいえる。今回の「親子関係断絶防止法案の趣旨」とも関連してくる。離婚家庭の子どもの問題は古くして新しい問題といえるのではないかと考えている。

# 引用・参考文献

青木聡 (2016): 離婚後の面会交流のあり方と子どもの心理的健康に関する質問紙と pac 分析による研究,科学研究費成果報告書,https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PR0JECT-25350921/25350921seika.pdf (最終アクセス日 2017.12.18)

家庭問題情報センター 家庭問題情報誌 ふぁみりお 第71号 2017.6

3) 木村草太 (2017): 親子断絶防止法の課題, http://www4.nhk.jp./r-asa/336/

馬場・澤田法律事務所編 離婚に伴う子どもの問題解決マニュアル 2007.3

泉 正幸,離婚と子どもの問題

馬場・澤田法律事務所編	離婚と子どもの問題(	⊋& A	2008.6
法務省 父母の離婚等の後に	おける子と父母との終	<b>迷続的な関係の維持等の</b>	促進に関
する法律案			2016.8
養育費相談支援センター	ニューズ・レター	第 17 号	2017. 3
養育費相談支援センター	ニューズ・レター	第 18 号	2017.8

# Juvenile Problems After Parents Divorce - About the Bill of Prevention and the Parents Child Relationship-

# Masayuki IZUMI

Keyword divorce, parents child relationship, interview communication, support cost , bill of prevention in parent child relationship